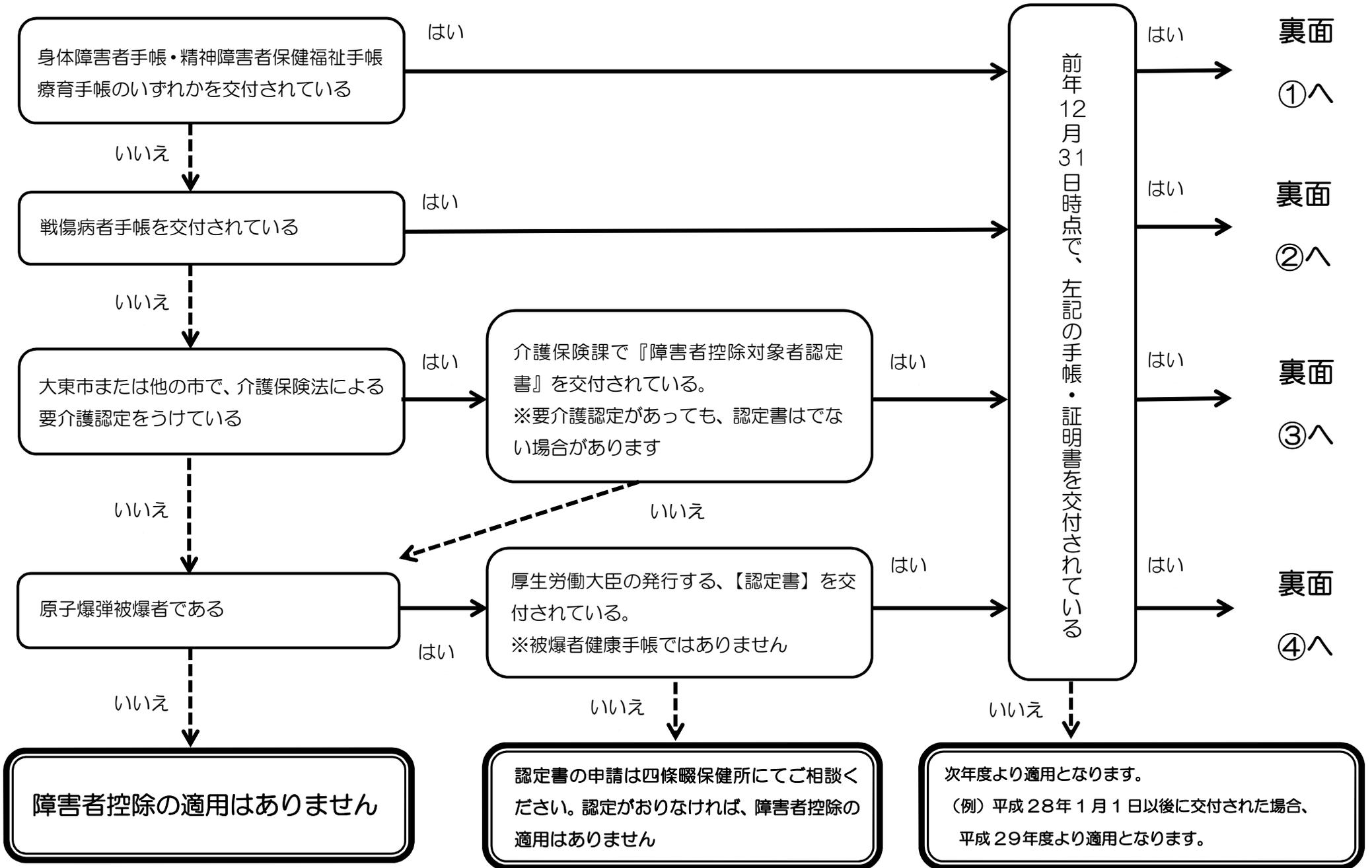


◆障害者控除 判定チャート

あなた、もしくは扶養親族が…



1

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の等級によって、特別障害と普通障害に分かれます。

【特別障害】

身体障害者手帳（1～2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級）、療育手帳（A判定）の方のみが該当します。

【普通障害】

身体障害者手帳（3～6級）、精神障害者保健福祉手帳（2～3級）、療育手帳（B1～B2判定）の方が該当します。

2

戦傷病者手帳の等級によって、特別障害と普通障害に分かれます。

【特別障害】

精神上または身体上の障害の程度が、特別項症・第1、第2、第3項症と記載されている方のみ

【普通障害】

上記以外の方

3

介護保険課で発行する、障害者控除対象者認定書に記載されている事項によって、特別障害と普通障害に分かれます。

【特別障害】

知的障害（重度）に準ずる、身体障害者（1，2級）に準ずる、ねたきり老人 に該当する方

【普通障害】

知的障害（軽度・中度）に準ずる、身体障害者（3級～6級）に準ずる に該当する方

4

厚生労働省で発行される認定書（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項）をお持ちの方

※被爆者健康手帳とは別のものになりますので、注意してください

5

上記①～④に以外に、『事理弁識能力を常に欠く常況』にある方も障害者の範囲に含まれます。

しかし、手帳や認定書があるわけではありませんので、基準等については市民税グループまでお問い合わせください。

◆所得税・市市民税における、いわゆる税法上の障害者の範囲は、上記①～⑤のいずれかの条件を満たす人に限られています。
他の行政・福祉サービスにおける基準とは、多少違いがありますので、注意してください。